

1.はじめに

民主的學校づくりをすすめる私たちの運動の重要性を自覚し、88年1月に提起した「学校事務職員の任務と民主的學校づくり

す。

89年11月、国連総会で

重要な点となりました

まな 要 とな

コンピュータ等の導入にあたって、われわれは「『民主的効率化論』の立場で物事を考え、教育と教職員・保護者・子どもの成長・発達に責任を持つようにすべきであるとの立場」で対応してきていますが、かれらは「合理化絶対反対であると主張している

の能力に応ずる教育を受ける機会」(第3条、教育の機会均等)を保障することです。これは、子ども一人ひとりの学びを援助することであるとともに、子どもたちが共同で学び・成長していくことを援助することです。したがって、学校の目的は、子ども一人ひとりの成長と社会的な連帯の基礎の形成あり、そこには教職員の学び・成長も含まれています。学校が塾と異なるのは、学校においては共同性、公共性の構築が不河助ある、そこで瓶社会

いるのか、そのためには何をそろえるのが一番

の中でこそ実現できるものです。

— 解 說 —

注